

## 西表野生生物保護センターの写真・イラスト等の利用規程

環境省西表野生生物保護センター

### 1 趣旨

この規程は、西表野生生物保護センター(以下、当センター)から提供するイリオモテヤマネコ等の写真及びイラスト等素材(以下、素材)の利用に際し、必要な事項を定めるものである。

### 2 素材

- (1) イリオモテヤマネコ等の野生生物の写真、動画及びその加工物
- (2) まーやイラスト
- (3) イリオモテヤマネコマグネットのイラスト
- (4) その他の西表野生生物保護センターが作成したイラストなど

### 3 利用手続等

- (1) 素材を利用しようとする者は、別紙1の届出を環境省西表自然保護官事務所に提出し、利用許諾を得ること。
- (2) 素材の利用を個人利用に限定する場合(パソコンの待ち受け画面にする、印刷して自室に飾る等)、届出は不要とする。

### 4 素材利用希望者への依頼事項

- (1) 素材の加工は原則行わないこと。ただし説明文を入れる等、軽微なものはこれに含まない。
- (2) 写真、動画等の素材使用については必ず以下の記載をすること。  
「環境省西表野生生物保護センター提供」  
2-(2)で示す素材使用については必ず以下の記載をすること。  
「環境省西表野生生物保護センターマスコットキャラクター まーや」
- (3) 素材使用後に印刷物等の成果物、あるいはそのデジタルファイルを1部参考納付すること。
- (4) 素材のデータは使用後速やか、かつ完全に消去すること。

### 5 素材の利用に関する禁止事項

当該素材について、次の(1)～(9)の事項に該当する利用を禁止します。

- (1) イリオモテヤマネコ及び野生動植物の保全に対する普及啓発の目的等と著しく乖離している場合。
- (2) 法令や公序良俗に反する利用、又はその恐れがある場合。
- (3) 当センターが商用利用であると判断する場合(素材を利用した商品の販売等)。
- (4) 当センターの承諾なく募金活動と結び付けて使用する場合。
- (5) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (6) 利用者が反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある場合。

- (7) 届出のあった使用目的以外での素材の利用。別件で使用する際には改めて使用許可を得るものとする。
- (8) 利用許諾を得た使用者から第三者への素材データの提供・譲渡。
- (9) その他、当センターが不適切と判断する場合。

西表野生生物保護センターの写真・イラスト等の利用届出書

令和 年 月 日

環境省 西表自然保護官事務所 殿

住所（法人にあつては所在地）

届出者氏名（法人にあつては名称）

電話番号

西表野生生物保護センターの写真・イラスト等の利用規程を守り、写真・イラスト等の素材を利用するため届け出ます。

利用する写真等の素材 （イリオモテヤマネコ写真、動画等の 名称）	
利用目的 （企画書等の添付でも可）	
担当者	
担当者連絡先 （電話番号、メールアドレス）	

上記に記載しきれない場合は、別紙を作成し添付することも可能です。